

# 東日本高速道路株式会社

## 第12期定時株主総会

### 報告事項

事業報告	・・・P 1
連結貸借対照表	・・・P 27
連結損益計算書	・・・P 29
連結株主資本等変動計算書	・・・P 30
連結注記表	・・・P 31
貸借対照表	・・・P 41
損益計算書	・・・P 44
株主資本等変動計算書	・・・P 45
個別注記表	・・・P 46
連結計算書類に係る会計監査人監査報告謄本	・・・P 55
会計監査人監査報告謄本	・・・P 56
監査役会の監査報告謄本	・・・P 57

(添付書類)

# 事業報告

〔平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで〕

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

#### ① 総括

当連結会計年度における日本の経済は、前半は新興国をはじめとした海外経済で弱さがみられ、国内も個人消費や民間設備投資は力強さを欠く展開でありましたが、後半以降は海外経済の緩やかな回復を背景に、企業の業況感は改善に向かい、輸出や生産面でも持ち直しの動きがみられ、雇用・所得環境も継続的に改善する中、緩やかな回復基調が続きました。

このような事業環境のなか、当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭に置き、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供すべく、コンプライアンス体制やリスクマネジメント体制に基づき、適正かつ効率的に業務を遂行してまいりました。また、明るく健康的な職場環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスの充実を図るために「E-Shokuba (ES) づくり運動」に取り組みました。

加えて、当社グループでは、当社設立から20年後にあたる平成37年(2025年)に達成したい姿を描いた「長期ビジョン2025」の実現に向けて策定した「中期経営計画(平成26～28年度)」の最終年度として、着実に事業を実施してまいりました。

高速道路事業では、首都圏環状道路の早期整備に向けて、首都圏中央連絡自動車道について、平成29年2月26日に境古河インターチェンジ(IC)～つくば中央IC間を開通させ、東名高速道路から東関東自動車道までの6つの放射高速道路が接続されるとともに、東京外環自動車道等についても事業を鋭意進めました。

また、対距離制を基本とした料金体系への整理・統一及び起終点を基本とした継ぎ目のない料金への移行など、高速道路を賢く使う取組みとしての「首都圏の新たな高速道路料金」について、平成28年4月1日の導入以降、本制度の運用に適切に対応するとともに、平成29年2月26日には東京外環自動車道の対距離制への移行についても滞りなく行いました。

更に、高速道路ネットワークの機能を永続的に活用していくことを目指した高速道路構造物の大規模更新・修繕事業について、引き続き事業の展開を図りました。

加えて、長期的な道路インフラの安全・安心の確保のために、当社独自の取組みである「スマートメンテナンスハイウェイ(SMH)構想」の実現に向け、平成26年5月に策定した「SMH基本計画」に基づき、設定したテーマ及び課題の具体的な取組みを進めました。

道路休憩所事業では、平成28年4月に、関越自動車道上里サービスエリア(上り線)を地域性・旅の楽しみを凝縮した旅のドラマを演出する「ドラマチックエリア」としてリニューアルしたほか、7月には、サービスエリア・パーキングエリアの新ブランドとして「YASMOCCA(ヤスモッカ)」の展開を開始する等、お客さまにご満足いただけるエリアづくりに努めてまいりました。

当連結会計年度の営業収益は1兆345億22百万円(前期比3.9%減)、営業費用は1兆155億円(前期比4.3%減)、営業利益は190億21百万円(前期は159億48百万円の営業利益)、経常利益は220億92百万円(前期は203億32百万円の経常利益)となり、この結果、242億31百万円の親会社株主に帰属する当期純利益(前期は142億21百万円)となりました。

各部門の概況は次のとおりであります。

## ② 部門別の状況

### I 高速道路事業

高速道路事業においては、安全で快適な走行環境を確保するため、道路機能の向上、清掃や点検、道路の補修等の管理を適正かつ効率的に行うとともに、高速道路ネットワークの早期整備に向け高速道路の新設及び改築に取り組んでまいりました。

高速道路の管理事業につきましては、当連結会計年度末現在で管理延長が計43道路3,871kmとなり、高速道路を利用されるお客様が、日々、安全・快適に走行できる道路空間の確保に努めております。

平成28年8月に発生した台風10号では、北海道の道東地方を中心に記録的な大雨となり国道や鉄道など道央地方と道東地方の交通が寸断される被害を受けました。道東自動車道においても土石流などによる被害を受け、占冠IC～芽室IC間が通行止めとなりましたが、復旧着手から24時間で開通させ、道東地方の交通確保・復旧に大きく貢献いたしました。

高速道路における大規模更新・修繕事業については、平成27年度より事業に着手し、引き続き同事業の推進に向け、必要な各種調査・設計を進めるとともに工事を推進しております。一方、道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故を惹起する恐れのある車両制限令違反車両に対し、取締強化及び大口・多頻度割引の割引停止の見直しや車両重量自動計測装置の整備を進めました。

「スマートメンテナンスハイウェイ(SMH)」については、SMH構想の基幹となる各種インフラ管理データを統合的に可視化するための道路保全情報システムの再構築について、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)での成果を活用し、複数かつ不整合なデータベースの統一化に向けた業務を進めているところであります。

防災・減災の強化として、巨大地震発生時に高速道路機能が損なわれることを防ぐためのロッキングピアを有する橋梁の耐震補強事業について、設計業務に着手いたしました。

お客さま及び車線規制を伴う作業の安全性の向上のため、コンクリート製防護柵の設置位置を専用の車両を用いて移動させることができるロードジッパーシステムを導入し、実証実験を行いました。

交通事故削減に向け、高速道路での逆走事故ゼロを目指しハード対策・ソフト対策を継続的に実施するとともに、更なる逆走対策を推進するため民間企業等からの逆走検知や抑制に係る技術の公募を行いました。対面通行区間における突破・正面衝突事故の削減に向け、ワイヤロープの試行設置の準備を進めました。また、高速道路の定時性・確実性の確保に向け、京葉道路穴川IC～貝塚IC間で進めてきた渋滞対策(付加車線事業)が完成し、平成28年6月から運用を開始いたしました。

これまでの整備経緯の違い等から料金水準や車種区分が異なっていた首都圏(首都圏中央連絡自動車道とその内側)の料金体系について、首都圏中央連絡自動車道等の環状道路の整備の進展を踏まえ、対距離制を基本とした利便性の高い料金体系に移行いたしました。このほか、福

島第一原子力発電所事故により警戒区域等から避難されている方を対象として平成23年6月から国の施策に基づき開始した高速道路の無料措置を当連結会計年度においても継続するとともに、福島第一原子力発電所事故による母子避難者等を対象とした高速道路の無料措置についても継続いたしました。ETC周遊割引「ドラ割」は、地域の観光振興を目的に「2016東北観光フリーパス」他を管内全般に実施し、インバウンド向け割引は「Hokkaido Expressway Pass（北海道エクスプレスウェイパス）」他を実施いたしました。

スマートインターチェンジ（以下「スマートIC」）について、仙台東部道路の名取中央スマートICを含め、計44箇所において適切な運用管理を行うことにより、お客さまの利便性向上と地域との連携強化を図りました。

一方、高速道路の新設事業につきましては、計6道路176kmの区間で、4車線化拡幅等の改築事業は、計20道路118kmの区間で実施しました。当連結会計年度の新規開通区間は次のとおりであります。

**【新設】1道1区間（28.5km）**

道路名	区間	延長
首都圏中央連絡自動車道	境古河IC～つくば中央IC	28.5km

また、新設事業のうち東京外環自動車道（三郷南IC～高谷ジャンクション）及び東関東自動車道（銚田IC～茨城空港北IC）の2区間24kmにつきましては、平成29年度の開通に向け着実に事業進捗を図ってまいりました。

なお、常磐自動車道（いわき中央IC～広野IC、山元IC～亘理IC）及び一般国道6号仙台東部道路（亘理IC～岩沼IC）における4車線化事業や3箇所のスマートIC整備等を行う高速道路事業の変更について、国土交通大臣から平成28年6月8日に許可を受け、また、東関東自動車道水戸線（潮来IC～銚田IC）の新設事業等を行う高速道路事業の変更について、国土交通大臣から平成29年3月31日に許可を受けました。

この結果、当連結会計年度において、全体計画延長4,018kmの約96%にあたる3,871kmの高速道路ネットワークを形成させました。高速道路の新設・改築にあたっては、良好な沿道環境の保全や地域との調和を図るため、遮音壁の設置や盛土のり面の樹林化等を進め、地球温暖化防止等にも寄与すべく努力してまいりました。

また、コスト削減の取組みにつきましては、トンネル設備における新技術の採用や資材調達工夫について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」）との協定に基づき助成金を獲得いたしました。

当連結会計年度の料金収入等は、交通量の増加等により8,315億15百万円（前期比2.0%増）となりました。また、上掲の区間を新規に開通させたこと等に伴い、道路資産完成高は1,229億91百万円（前期比37.2%減）となりました。これらにより、高速道路事業における営業収益は9,545億6百万円（前期比5.5%減）となりました。

一方、機構との協定に基づく道路資産賃借料については、同協定の加算条項の適用等により5,797億99百万円（前期比0.3%減）となりました。また、その他の営業費用については、道路資産完成原価の減少に伴い、3,575億88百万円（前期比13.9%減）となりました。これらにより、高速道路事業における営業費用は9,373億88百万円（前期比5.9%減）となりました。

この結果、当連結会計年度において、高速道路事業は171億18百万円の営業利益（前期は133億32百万円の営業利益）となりました。

## II 受託事業

受託事業につきましては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等で、経済性、効率性等から当社が行う事業と一体として実施することが適当と認められる工事等について、事業を推進してまいりました。

当連結会計年度の受託事業における営業収益は418億46百万円（前期比56.2%増）、営業費用は418億94百万円（前期比56.1%増）となり、この結果、48百万円の営業損失（前期は44百万円の営業損失）となりました。

## III 道路休憩所事業

道路休憩所事業につきましては、当社が管理する321箇所（うち、当社の営業施設がある箇所は187（注1）箇所。）のサービスエリア・パーキングエリアをより魅力ある空間として楽しんでいただけるものとするため、当社全額出資の子会社であるネクセリア東日本株式会社、株式会社ネクスコ東日本リテイル、株式会社ネクスコ東日本エリアサポート及び株式会社ネクスコ東日本ロジテムと一体となり、高速道路商業施設運営のスペシャリストとして、CS（顧客満足度）の向上を図るとともに、業務執行の効率性を追求しながら、事業を推進してまいりました。

当連結会計年度における営業施設の運営につきましては、地元の特産品や名産品等の地域産品を紹介・応援することを目的とした「地域産品応援フェア！」や、お客様にサービスエリア・パーキングエリアで地域の味を楽しんでいただくことを目的とした「NEXCO東日本 どんぶり王座決定戦！」を開催する等、地域の「ショーウィンドウ」化を推進してまいりました。また、より一層のサービス向上を目指し、平成28年7月よりサービスエリア・パーキングエリアの新ブランドとして、気軽に「休もっか」とお立ち寄りいただけるいつもの「ホッと」があるお店「YASMOCCA（ヤスモッカ）」の展開を開始いたしました。

営業施設の建設につきましては、平成28年4月に関越自動車道上里サービスエリア（上り線）を地域性・旅の楽しみを凝縮した旅のドラマを演出する「ドラマチックエリア」としてリニューアルする等、お客さまにご満足いただけるエリアづくりに努めてまいりました。

（注1）平成29年4月に新たに商業施設の営業を開始した上信越自動車道千曲川さかきパーキングエリア（上下線）を含めた箇所数は189箇所となります。

当連結会計年度の道路休憩所事業における営業収益は、上半期の天候不順等の影響による店舗売上高の減少等により、420億45百万円（前期比2.2%減）となりました。

一方、営業費用は、店舗売上高の減少により売上原価が減少しましたが、連結子会社の退職給付費用が増加したこと等により、399億15百万円（前期比0.8%減）となり、この結果、21億30百万円の営業利益（前期は27億79百万円の営業利益）となりました。

## IV その他の事業

その他の事業につきましては、平成28年4月に旅行サイト「ドラぷらの旅」を全面リニューアルし、サービス向上に努めたほか、当社の会員カード「E-NEXCO pass」では、平成28年7月より「イオン E-NEXCO passカード 2016サマーキャンペーン」を実施する等、事業の拡大に努めてまいりました。更には、日比谷駐車場事業、仙台南及び郡山トラックターミナルで実施しているトラックターミナル事業、高速道路の高架下における占用施設活用事業等を行いました。

また、新規事業開発につきましては、新たな事業領域への展開、新たな技術や成長分野を踏まえたサービスの開発・拡充を図るため、社内ビッグデータや人工知能技術の利活用に関する

検討、実証実験を行いました。

国内のコンサルティング事業としましては、国土交通省が事業促進PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）として発注した「三陸沿岸道路事業監理業務（気仙沼唐桑工区）」（10km）を平成24年6月から平成30年3月まで実施しております。

海外事業の分野では、高速道路事業を通じて蓄積された技術とノウハウを活用して、インド、ミャンマー等においてODAコンサルティング業務を行いました。

また、インドの道路PPP事業への本格参入に向けた調査・検討を行いました。

当連結会計年度のその他の事業における営業収益は23億43百万円（前期比3.9%増）、営業費用は25億26百万円（前期比3.9%増）となり、この結果、1億83百万円の営業損失（前期は1億77百万円の営業損失）となりました。

## (2) 対処すべき課題

高速道路事業におきましては、安全・安心・快適・便利な高速道路のご利用を確保しつつ、機構との協定に基づく道路資産賃借料を着実に支払うとともに、高速道路ネットワークの形成を進めていく必要があります。特に、高速道路の管理につきましては、景気の動向等が交通動向や料金収入に与える影響を引き続き注視しつつ、お客さまを第一に考え、適切かつ円滑な運用を図っていく必要があります。

これらの課題に適切に対処していくため、当社は、経営理念・ビジョンを共有するグループ会社との一体経営を一層推進し、グループ全体の効率性・生産性の更なる向上に努めてまいります。特に、大規模更新・修繕事業につきましては、各事業の実施内容を具体化し、関係機関と連携を図りながら着実に実施してまいります。あわせて、高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで、地域社会の発展と暮らしの向上、更には広く日本経済全体の活性化に貢献してまいります。

また、平成29年度は、今般新たに策定した「中期経営計画（平成29～32年度）」の初年度として、その確実な達成に向けて取り組んでまいります。

この中期経営計画は、「将来のありたい姿を実現するために挑戦し、飛躍する期間」と位置付けた4年間の計画となっており、具体的には「安全・安心・快適・便利な高速道路サービスの提供」「地域社会への貢献とインバウンド・環境保全への対応」「社会に貢献する技術開発の推進」「関連事業の収益力強化」「グループ全体の経営力の強化」の5つの基本方針をもとに、グループ一体となって戦略的な行動計画を策定したものであります。

今後も、これらの行動計画に基づく取組みのほか、平成27年7月に国土交通省が取りまとめた「高速道路機構・会社の業務点検結果」において今後の課題とされた事項について、関係機関と連携を図りながら対処していくとともに、休憩施設のリニューアル等により、お客さまにご利用いただきやすく心地良い空間づくりに取り組んでまいります。

また、地域社会に貢献するため、ミッシングリンク解消に向けた首都圏環状道路の整備、東北中央自動車道や平成29年3月に新たに事業許可を受けた東関東自動車道（潮来～銚田間）等の道路建設事業を展開するとともに、地域との連携や災害時の対応力の強化等の課題について、グループ一丸となって取り組んでまいります。

株主様におかれましては、今後とも当社グループの事業に対し、一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の道路建設等の資金に充てるため、次のとおり、総額3,272億円の普通社債を発行するとともに、金融機関から総額706億円の借入れを行い、総額3,978億円を調達いたしました。

種 別	発行日又は借入日	発行額又は借入額
東日本高速道路株式会社 第2回米ドル建て社債	平成28年 4月27日	251億円 (2.3億米ドル)
東日本高速道路株式会社 第36回社債	平成28年 5月27日	700億円
東日本高速道路株式会社 第37回社債	平成28年 7月28日	800億円
東日本高速道路株式会社 第38回社債	平成28年 9月26日	500億円
東日本高速道路株式会社 第3回米ドル建て社債	平成28年11月 2日	121億円 (1.17億米ドル)
東日本高速道路株式会社 第39回社債	平成28年11月29日	500億円
東日本高速道路株式会社 第40回社債	平成29年 1月31日	300億円
東日本高速道路株式会社 第1回地域連携型社債	平成29年 3月29日	100億円
長期借入金	平成28年 7月11日	106億円
長期借入金	平成28年 7月19日	200億円
長期借入金	平成28年 9月 6日	150億円
長期借入金	平成28年10月 4日	100億円
長期借入金	平成29年 3月31日	150億円
合 計		3,978億円

上記のほか、機構から約4億9,564万円の無利子借入れを行いました。

なお、道路建設等の事業資金に充てるために当社が負担している債務のうち、当連結会計年度においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定に基づき、機構に帰属した道路資産に対応する1,299億円（社債債務849億円及び借入金債務450億円）の債務が機構に引き受けられました。

また、平成29年3月22日開催の取締役会において、平成29年度における普通社債及び長期借入金の調達限度額を8,973億円、短期社債及び短期借入金に係る残高の限度額を各750億円とすることをそれぞれ決議いたしました。



(4) 設備投資の状況

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

(高速道路事業)

首都圏中央連絡自動車道新規開通に伴う坂東料金所ほか4料金所の新設(全5料金所)  
(スマートICを含む。)

北陸自動車道新潟西料金所ほか11料金所におけるETC設備の新設(全12料金所)  
(スマートICを含む。)

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設・拡充

(高速道路事業)

東関東自動車道水戸線新規開通に伴う松戸料金所ほか12料金所の新設(全13料金所)  
(スマートICを含む。)

上信越自動車道佐久料金所ほか22料金所におけるETC設備の新設(全23料金所)  
(スマートICを含む。)

(道路休憩所事業)

上信越自動車道千曲川さかきパーキングエリア(上下線)ほか1箇所の営業施設の新設  
(全3箇所)

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	単位	平成 25 年度 第 9 期	平成 26 年度 第 10 期	平成 27 年度 第 11 期	平成 28 年度 第 12 期 (当連結会計年度)
営業収益 (売上高)	百万円	859,053	1,088,710	1,077,149	1,034,522
経常利益	百万円	5,795	10,022	20,332	22,092
親会社株主に帰 属する当期純利 益	百万円	2,296	10,293	14,221	24,231
1株当たり 当期純利益	円	21.87	98.03	135.44	230.77
総資産	百万円	882,424	978,351	1,220,809	1,481,981
純資産	百万円	156,094	178,268	168,792	201,533
自己資本比率	%	17.68	18.22	13.82	13.59
1株当たり 純資産	円	1,486.61	1,697.79	1,607.54	1,919.37

② 当社の財産及び損益の状況

区分	単位	平成 25 年度 第 9 期	平成 26 年度 第 10 期	平成 27 年度 第 11 期	平成 28 年度 第 12 期 (当事業年度)
営業収益 (売上高)	百万円	821,457	1,052,896	1,041,729	1,001,139
経常利益	百万円	845	4,470	14,823	17,144
当期純利益 又は純損失	百万円	△125	2,458	11,219	20,587
1株当たり 当期純利益 又は純損失	円	△1.19	23.41	106.85	196.07
総資産	百万円	849,537	938,317	1,179,465	1,434,575
純資産	百万円	143,075	141,840	153,025	173,618
自己資本比率	%	16.84	15.11	12.97	12.10
1株当たり 純資産	円	1,362.62	1,350.86	1,457.38	1,653.50

(6) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
高速道路事業	道路管理事業 道路建設事業
受託事業	道路受託事業
道路休憩所事業	道路休憩所事業
その他の事業	駐車場事業 トラックターミナル事業 占用施設活用事業 ホテル事業 ウェブ事業 コンサルティング事業 海外事業 カード事業

(7) 主要な営業所

(平成29年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

- ・本社 (東京都千代田区)
- ・支社 北海道支社 (札幌市) 【 6 管理事務所、1 工事事務所】
- 東北支社 (仙台市) 【 15 管理事務所、3 工事事務所】
- 関東支社 (さいたま市) 【 14 管理事務所、6 工事事務所】
- 新潟支社 (新潟市) 【 4 管理事務所、1 工事事務所】
- ・海外 インド事務所 (インド)

※平成28年4月に、東北支社に1管理事務所を新設しました。

② 主要な子会社の本店所在地

- 株式会社ネクスコ・トール東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・トール関東 (東京都墨田区)
- 株式会社ネクスコ・トール北関東 (さいたま市)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング (東京都荒川区)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟 (新潟市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 (東京都千代田区)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟 (長岡市)
- 株式会社ネクスコ・パトロール東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・パトロール関東 (東京都文京区)
- 株式会社ネクスコ・サポート北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・サポート新潟 (新潟市)
- 株式会社ネクスコ東日本トラスティ (東京都港区)
- ネクセリア東日本株式会社 (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本リテイル (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本エリアサポート (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本ロジテム (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ (東京都港区)

- 株式会社関東エリアクリーン (東京都千代田区)
- 株式会社ホームワークス (東京都港区)
- 株式会社ネクセリア・シティフード (東京都港区)
- 株式会社スノーフーズ (札幌市)
- 株式会社一平 (東京都港区)

※株式会社ネクセリア・シティフードは、平成29年4月に株式会社ホームワークス及び株式会社一平を吸収合併いたしました。

(8) 従業員の状況

(平成29年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	従業員数	対前期比増減
高速道路事業	12,888名	213名増
受託事業		
道路休憩所事業	1,145名	1名減
その他の事業		
共通部門	355名	増減なし
計	14,388名	212名増

② 当社の使用人の状況

従業員数	対前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,229名	13名増	42.8歳	18.8年

注) 当社から社外への出向者を除き、社外からの出向者を含みます。

## (9) 重要な子会社の状況

(平成29年3月31日現在)

## ① 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ネクスコ・トール東北	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール北関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道	60 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟	40 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道	43 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス東北	99 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス関東	90 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟	72 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・パトロール東北	60 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社ネクスコ・パトロール関東	90 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社ネクスコ・サポート北海道	40 百万円	100.0%	料金收受業務及び交通管理業務
株式会社ネクスコ・サポート新潟	40 百万円	100.0%	料金收受業務及び交通管理業務
株式会社ネクスコ東日本トラスティ	45 百万円	100.0%	用地の取得・管理及び社屋等管理業務
ネクセリア東日本株式会社	15 億円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内商業施設の管理・運営業務
株式会社ネクスコ東日本リテイル	225 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内直営店舗運営業務
株式会社ネクスコ東日本エリアサポート	90 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内商業施設の管理点検業務及びコンシェルジュ業務
株式会社ネクスコ東日本ロジテム	150 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内店舗への配送等業務

株式会社ネクスコ東日本 イノベーション&コミュニ ケーションズ	85 百万円	100.0%	S MH関連技術や情報基盤高度化 技術の調査、研究、開発業務
株式会社関東エリアクリ ーン	30 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ホームワークス	51 百万円	100.0%	飲食店舗運営業務
株式会社ネクセリア・シテ ィフード	60 百万円	100.0%	飲食店舗運営業務
株式会社スノーフーズ	20 百万円	100.0%	食品加工卸売業務
株式会社一平	10 百万円	100.0%	飲食店舗運営業務

注) 株式会社ネクスコ・メンテナンス関東は、平成28年8月に、維持修繕事業を実施する株式会社関東エリアクリーンを完全子会社(当社の孫会社)にしました。

注) 株式会社ホームワークスは、ネクセリア東日本株式会社の完全子会社(当社の孫会社)であります。

注) 株式会社ネクセリア・シティフードは、ネクセリア東日本株式会社の完全子会社(当社の孫会社)であります。

注) 株式会社スノーフーズは株式会社ネクスコ東日本ロジテムの完全子会社(当社の孫会社)であります。

注) 株式会社一平は株式会社ネクセリア・シティフードの完全子会社(当社の曾孫会社)であります。

※株式会社ネクセリア・シティフードは、平成29年4月に株式会社ホームワークス及び株式会社一平を吸収合併いたしました。

## ② その他の重要な企業結合の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社NEXCO保険 サービス	15 百万円	33.3%	損害保険代理店業務、生命保険募集 業務、保険コンサルティング業務
株式会社NEXCOシス テムズ	50 百万円	33.3%	NEXCO3社の基幹となるシス テムの運用管理業務
株式会社高速道路総合技 術研究所	45 百万円	33.3%	NEXCO3社の高速道路技術に 関する調査・研究・技術開発業務
ハイウェイ・トール・シス テム株式会社	75 百万円	30.0%	料金収受機械保守整備業務
東京湾横断道路株式会社	900 億円	33.3%	東京湾アクアライン、海ほたるパー キングエリアの管理・運営業務
東北高速道路ターミナル 株式会社	10 億 82 百 万円	27.0%	仙台南トラックターミナル、郡山ト ラックターミナルの管理・運営業務
日本高速道路インターナ ショナル株式会社	49 百万円	28.6%	海外の高速道路の新設・改築・維 持・修繕・管理に関する業務

注) 当社のハイウェイ・トール・システム株式会社に対する議決権比率は、ハイウェイ・トール・システム株式会社が、発行済株式の一部を平成28年8月に追加取得したことにより、24.0%から30.0%となりました。

(10) 主要な借入先の状況

(平成29年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	273億13百万円
信金中央金庫	180億65百万円
株式会社福岡銀行	154億円
株式会社三井住友銀行	146億05百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	146億05百万円



## 2. 会社の株式に関する事項

(平成29年3月31日現在)

### (1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 420百万株
- ② 発行済株式の総数 105百万株
- ③ 株主数 1名
- ④ 1単元の株式数 100株

### (2) 株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の株主への出資状況	
	持ち株数	議決権比率	持ち株数	議決権比率
財務大臣	105,000,000株	100.00%	—	—

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況

(平成29年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岩沙 弘道	取締役会長	三井不動産株式会社 代表取締役会長
廣瀬 博	代表取締役社長 CEO (最高経営責任者)	
榊 正剛	代表取締役兼副社長執行役員 経営企画本部長	
遠藤 元一	取締役兼専務執行役員 管理事業本部長	
萩原 隆一	取締役兼常務執行役員 事業開発本部長	
横山 正則	取締役兼常務執行役員 建設・技術本部長	
荒川 真	取締役兼常務執行役員 総務・経理本部長	
樋口 幸男	監査役 (常勤)	
井川 裕昌	監査役 (常勤)	
尾崎 道明	監査役 (非常勤)	
櫻井 敬子	監査役 (非常勤)	

注) 平成28年6月23日開催の第11期定時株主総会において、以下のとおり決議されました。

- ・横山正則氏及び荒川真氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- ・岩沙弘道氏、廣瀬博氏、榊正剛氏、遠藤元一氏及び萩原隆一氏は再任され、就任いたしました。
- ・尾崎道明氏及び櫻井敬子氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。

注) 当連結会計年度中に辞任により退任した役員は、次のとおりであります。

- ・監査役 清水 涼子氏 (平成28年6月23日)

注) 監査役は、全員、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。

注) 取締役岩沙弘道氏は、三井不動産株式会社代表取締役会長であり、当社は同社との間で本社社屋の賃貸借契約等を締結しております。

注) 櫻井敬子氏の戸籍上の氏名は、橋本敬子であります。

注) 平成29年4月の組織名称変更に伴い取締役萩原隆一氏の担当は、事業開発本部長からサービスエリア事業本部長に変更されました。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	備考
取締役	8人	126百万円	・取締役の報酬額 年額200百万円以内 (平成17年9月21日開催の 創立総会決議)
監査役	6人	45百万円	・監査役の報酬額 年額70百万円以内 (平成17年9月21日開催の 創立総会決議)
計	14人	171百万円	

注) 上記人数には、第11期定時株主総会において退任した取締役2名並びに前連結会計年度中(平成27年9月30日)及び当連結会計年度中(平成28年6月23日)に辞任により退任した監査役2名をそれぞれ含んでおり、無報酬の取締役は含んでおりません。

注) 上記報酬等の額には、慰労金として、退任取締役2名に支給した9百万円及び退任監査役2名に支給した1百万円をそれぞれ含んでおります。

注) 上記監査役の報酬等の額は、社外監査役6名に対する総額であります。

注) 上記のほか、当連結会計年度において役員退職慰労引当金として11百万円(退任した役員分を含む。)を繰り入れております。

(3) 社外役員に関する事項

① 各社外役員的主要活動状況

I 監査役 樋口 幸男

当連結会計年度における主要活動状況

取締役会へは当該年度に開催された15回全てに出席し、監査役会へは同15回の中14回に出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っております。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しております。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

II 監査役 井川 裕昌

当連結会計年度における主要活動状況

取締役会へは当該年度に開催された15回全てに出席し、監査役会へは同15回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っております。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しております。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

III 監査役 清水 涼子

当連結会計年度における主要活動状況

取締役会へは当該年度の在任期間中に開催された4回の中2回に出席し、監査役会へは同5回の中4回に出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っております。また、監査役会において常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、経営会議その他の重要会議に出席するとともに、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しております。

#### IV 監査役 尾崎 道明

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度の在任期間中に開催された11回全てに出席し、監査役会へは同10回の中9回に出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っております。また、監査役会において常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、経営会議その他の重要会議に出席するとともに、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しております。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

#### V 監査役 櫻井 敬子

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度の在任期間中に開催された11回の中9回に出席し、監査役会へは同10回の中9回に出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っております。また、監査役会において常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、経営会議その他の重要会議に出席するとともに、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しております。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

### ② 責任限定契約の概要

当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。

当該定款に基づき当社が社外監査役である樋口幸男氏、井川裕昌氏、尾崎道明氏及び櫻井敬子氏と締結した当該契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記責任限定が認められるのは、社外監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

また、社外監査役 清水涼子氏との間では、同氏の社外監査役を辞任により退任するまでの間（平成28年4月1日から平成28年6月23日）、同内容の責任限定契約を締結しております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

##### (2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	69百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	113百万円

注) 表下段の額には、表上段の額を含んでおります。

注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

注) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。

また、当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

## 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及びその運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制及び当連結会計年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### 【1】業務の適正を確保するための体制

#### ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会の意思決定に参画するとともに、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める「善管注意義務」及び「忠実義務」に則って適切に職務を行う。

高い倫理観と社会的ルールへの遵守のための行動指針として、倫理行動規範を定め、取締役はこれを率先して実践する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規則を定め、適切に保存及び管理を行う。

#### ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心を最優先に、事故・災害等の発生に備えて事故・災害等の予防、応急対策及び復旧に関する規程等社内規則を定め、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えるとともに、老朽化する高速道路の確実な維持管理に向けた取組を行う。

また、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定め、事業執行上の各種のリスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、委員会等で適宜検証し、適切に対応する体制を整えるほか、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け、取り組むこととする。

#### ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、会社の重要な業務執行に係る決議、報告を行うとともに、経営会議を設置し、全社的に影響を及ぼす重要事項を十分に審議する。

また、経営の監督機能と業務執行機能の明確な役割分担のもと、役員・執行役員間の全社的な経営情報の共有を行う役員連絡会を設置し、取締役会の決議又は経営会議の審議に基づく代表取締役の定めた方針に従い業務を執行する体制を確立するとともに、組織と職務権限・責任に関する社内規則を定め、効率的執行を確保する。

#### ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が行う高速道路事業の高い公共性に鑑み、法令、定款、倫理行動規範、その他社内規則及び社会通念等を遵守した職務の執行を確保するため、法令遵守活動に関する委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進を図ることにより、使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整備する。

また、内部監査の専属組織を設置し、継続的な監査を実施する。

加えて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然として

対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

必要に応じて、子会社の職務執行状況について役員連絡会における報告を義務づけるほか、子会社の経営管理に関する社内規則を定め、子会社の経営管理上重要な事項について、当社の承諾等を行う体制を整える。

2 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社において、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定めるなど、事業執行上の各種のリスクについて適切に対応する体制を整える。

3 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ戦略会議を設置し、当社グループの事業戦略を推進かつ共有するほか、子会社に取締役会を設置し適切に運営するなど、子会社の態様に応じ、効率的執行を確保する。

4 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人が法令、定款、その他社内規則及び社会通念等を遵守するため、当社グループ倫理行動規範を定めるほか、必要に応じて、子会社における内部統制体制について指導・支援を行うことにより、子会社の取締役及び使用人が高い倫理観を保持し行動する環境の整備に努めるとともに、子会社の内部監査を定期的実施する。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織を設置し、専属の使用人を配置する。

⑧ 前条の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前条の使用人については業務執行部門との兼務を行わず、監査役の職務補助専任とするとともに、その人事異動については、監査役に協議することとする。

⑨ 当社の監査役への報告に関する体制

1 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての通報の状況を定期的に報告することとする。

2 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査

役に報告をするための体制

前項の体制に加え、必要に応じて、監査役と子会社の取締役及び監査役が情報共有する体制を整える。

- ⑩ 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報に関する社内規則を定め、通報者に対する不利な取扱いを禁止する。

- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行に関する所要の費用等を請求するときは、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、請求に応じる。

- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連係に努めることとする。

## 【2】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、平成28年12月に設置した「内部統制委員会」を平成29年3月に開催し、内部統制システムに関する基本方針の見直しに関する検討を行うとともに、基本方針の運用状況について評価などを行い、実効性のある内部統制システムの構築・運用に取り組んでおります。

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会の意思決定に参画し、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める善管注意義務及び忠実義務に則って適切に職務を行っている。

また、取締役は、「NEXCO東日本グループ倫理行動規範」を率先して実践している。

さらに、地区ごとに警察等関係機関と「不当要求防止連絡協議会」を組織する等し、反社会的勢力及び団体との一切の関係の排除に取り組んでいる。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会規程」、「文書管理規程」等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存及び管理している。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「防災業務計画」や大規模災害発生時における事業継続計画等に基づき、事故・災害等の発生について迅速かつ適切な対応ができる体制を整えているほか、経年劣化による構造物の老朽化等に対応するため、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と共同で作成した「東・中・西日本高速道路の更新計画」に基づき、大規模修繕工事・大規模更新工事等の更新



事業を適切かつ確実に進めている。

また、「リスクマネジメント規程」に基づき、事業執行上の各種のリスクについてそれぞれの担当部署において対策を講じるとともに、その内容についてリスク管理推進委員会で適宜検証を行い、その結果を取締役に報告している。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当連結会計年度において取締役会を15回（定時12回、臨時3回）開催したほか、経営会議を26回、役員連絡会を13回開催し、適正かつ効率的な職務執行に寄与する意思決定・情報共有等を行っている。

また、「組織規程」、「職務権限・責任規程」等に基づき、取締役会決議等に従った適正かつ効率的な職務執行を可能とする体制を構築している。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社外の有識者を委員に含むコンプライアンス委員会を年2回開催してコンプライアンスに関する重要事項を審議し、これに従いコンプライアンス活動を推進しているほか、業務監査室による継続的内部監査を実施する等、使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整えている。

加えて、地区ごとに警察等関係機関と「不当要求防止連絡協議会」を開催するなど、反社会的勢力及び団体との一切の関係の排除に取り組んでいる。

⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

役員連絡会において子会社の取締役から職務執行状況を報告させているほか、「グループ経営規程」に基づき、子会社の経営管理上重要な事項につき当社にて承諾等を行う体制を構築している。

2 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各子会社が定めたリスクマネジメントに関する社内規則に従い、事業執行上の各種のリスクについて適切に対応できる体制を整えている。

3 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当連結会計年度においてグループ戦略会議を開催し、当社グループの事業戦略を推進かつ共有している。

また、取締役会のほかに、必要に応じて経営に関する重要事項を審議する会議体を設置・運営している等、子会社の態様に適応した効率的な職務執行を可能とする体制を構築している。

4 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社のコンプライアンス推進責任者を集めた会議を年2回開催し、コンプライアンス推進に関する意見交換や情報を共有するほか、当社及び子会社の取締役及び使用人全員に対してコンプライアンス情報を定期的に発信すること等により「NEXCO東日本グループ倫理行動規範」の遵守を徹底するとともに、必要の都度、子会社における内部統制体制について

指導・支援を行う等、子会社の取締役及び使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整備している。

また、当社業務監査室にて子会社の内部監査を定期的実施している。

- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役会の直轄下に監査役室を設置するとともに、同室に専属の使用人を配置している。

- ⑧ 前条の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室の専属の使用人については、業務執行部門との兼務を行わず、監査役の職務補助専任としている。

また、監査役室の専属の使用人の人事異動については、予め監査役に協議し、承諾を得たうえで行うこととしている。

- ⑨ 当社の監査役への報告に関する体制

- 1 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を確認した場合は速やかに報告しているほか、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての通報の状況を、監査役との意見交換等を通じて定期的に報告している。

- 2 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社において法令違反その他のコンプライアンスに関する事象が発生した場合には、その都度子会社の取締役若しくは使用人又は当社の取締役若しくは使用人から必要な情報提供を行っている。また、当社監査役による子会社ヒアリングにおいて子会社の取締役及び監査役との意見交換等を通じて、必要な情報共有を行っている。

- ⑩ 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報に関する社内規則において、通報者に対する不利な取扱いを明確に禁止している。

- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役からの職務の執行に関する所要の費用等の請求に対し、当該費用等が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、支払いに応じている。

- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

業務監査室及び会計監査人は、それぞれの立場で実施した監査結果について監査役と意見交換等を行って連携を図っており、監査役監査の有効性の向上に努めている。

# 連 結 貸 借 対 照 表

平成29年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
<b>I 流動資産</b>		
現金及び預金	102,188	
高速道路事業営業未収入金	104,737	
未収入金	12,098	
有価証券	72,278	
仕掛道路資産	834,399	
その他のたな卸資産	3,830	
受託業務前払金	10,934	
繰延税金資産	2,052	
その他	42,171	
貸倒引当金	△ 12	
流動資産合計		1,184,679
<b>II 固定資産</b>		
<b>1 有形固定資産</b>		
建物	62,516	
減価償却累計額	△ 21,833	40,683
構築物	55,540	
減価償却累計額	△ 15,516	40,024
機械及び装置	125,328	
減価償却累計額	△ 75,507	49,821
車両運搬具	38,960	
減価償却累計額	△ 31,577	7,382
工具、器具及び備品	13,980	
減価償却累計額	△ 9,147	4,833
土地		87,126
リース資産	6,911	
減価償却累計額	△ 3,241	3,669
建設仮勘定		2,698
有形固定資産合計		236,239
<b>2 無形固定資産</b>		
無形固定資産		11,610
無形固定資産合計		11,610
<b>3 投資その他の資産</b>		
投資有価証券	26,871	
長期前払費用	1,826	
繰延税金資産	16,348	
その他	3,491	
貸倒引当金	△ 95	
投資その他の資産合計		48,441
固定資産合計		296,291
<b>III 繰延資産</b>		
道路建設関係社債発行費	1,011	
繰延資産合計		1,011
<b>資 産 合 計</b>		<b>1,481,981</b>

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	166,191	
1年内返済予定の長期借入金	0	
リース債務	1,387	
未払金	37,594	
未払法人税等	7,009	
預り金	2,347	
受託業務前受金	12,674	
前受金	408	
賞与引当金	5,808	
その他	6,098	
流動負債合計	239,519	239,519
II 固定負債		
道路建設関係社債	643,185	
道路建設関係長期借入金	266,818	
長期借入金	4	
リース債務	2,720	
ETCマイレージサービス引当金	9,401	
その他引当金	662	
退職給付に係る負債	104,745	
のれん	3,388	
その他	10,000	
固定負債合計	1,040,927	1,040,927
負債合計		1,280,447
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金	52,500	
資本剰余金	58,793	
利益剰余金	107,974	
株主資本合計	219,267	219,267
II その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△ 1	
退職給付に係る調整累計額	△ 17,732	
その他の包括利益累計額合計	△ 17,733	△ 17,733
純 資 産 合 計		201,533
負 債 ・ 純 資 産 合 計		1,481,981

# 連 結 損 益 計 算 書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
I. 営業収益		1,034,522
II. 営業費用		
道路資産賃借料	579,799	
高速道路等事業管理費及び売上原価	344,581	
販売費及び一般管理費	91,119	1,015,500
営業利益		19,021
III. 営業外収益		
受取利息	44	
土地物件貸付料	441	
持分法による投資利益	1,492	
その他	1,229	3,207
IV. 営業外費用		
支払利息	8	
その他	128	137
経常利益		22,092
V. 特別利益		
固定資産売却益	36	
その他	2	38
VI. 特別損失		
固定資産除却損	273	
減損損失	131	
その他	9	413
税金等調整前当期純利益		21,717
法人税、住民税及び事業税	8,135	
法人税等調整額	△ 10,649	△ 2,514
当期純利益		24,231
親会社株主に帰属する当期純利益		24,231

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成28年4月1日 から 平成29年3月31日 まで

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益 累計額合計	
平成28年4月1日残高	52,500	58,793	83,742	195,036	0	△ 26,244	△ 26,244	168,792
連結会計年度中の変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益			24,231	24,231				24,231
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					△ 2	8,512	8,510	8,510
連結会計年度中の変動額合計	—	—	24,231	24,231	△ 2	8,512	8,510	32,741
平成29年3月31日残高	52,500	58,793	107,974	219,267	△ 1	△ 17,732	△ 17,733	201,533

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 一 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結している。

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 26 社

連結子会社の名称

(株)ネクスコ・トール東北、(株)ネクスコ・トール関東、(株)ネクスコ・トール北関東、  
(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、  
(株)ネクスコ東日本エンジニアリング、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟、  
(株)ネクスコ・メンテナンス北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス東北、  
(株)ネクスコ・メンテナンス関東、(株)ネクスコ・メンテナンス新潟、(株)ネクスコ・パトロール東北、  
(株)ネクスコ・パトロール関東、(株)ネクスコ・サポート北海道、(株)ネクスコ・サポート新潟、  
(株)ネクスコ東日本トラスティ、(株)関東エリアクリーン、  
ネクセリア東日本(株)、(株)ネクスコ東日本リテイ尔、(株)ネクスコ東日本ロジテム、  
(株)ネクスコ東日本エリアサポート、(株)ホームワークス、(株)ネクセリア・シティフード、  
(株)スノーフーズ、(株)一平、(株)ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ  
連結子会社のうち、(株)関東エリアクリーンについては、新たに設立したことにより、当連結会計  
年度より連結子会社に含めることとしている。

#### 二 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用している。

持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法適用の関連会社数 7 社

会社等の名称

東京湾横断道路(株)、(株)NEXCO システムズ、(株)高速道路総合技術研究所、  
ハイウェイ・トール・システム(株)、(株)NEXCO 保険サービス、東北高速道路ターミナル(株)、  
日本高速道路インターナショナル(株)



### 三 会計処理基準に関する事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっている。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっている。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっている。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

主な耐用年数は以下のとおりである。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上している。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上している。

④ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。

⑤ カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

② ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利通貨スワップ、金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象：外貨建借入金、借入金、外貨建社債

ヘッジ方針

当社の内規に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしている。

ヘッジ有効性評価の方法

一体処理を採用している金利通貨スワップ取引、特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略している。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理している。

⑤ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っている。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を適用している。

⑥ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### 一 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 8 条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債 643,185 百万円（額面）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債 415,000 百万円（額面）の担保に供している。
- (2) 当社の連結子会社である㈱ネクスコ東日本リテイルは、宝くじ販売等受託業務に関して、定期預金 2 百万円を担保に供している。

### 二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	661,000 百万円
中日本高速道路㈱	7 百万円
西日本高速道路㈱	10 百万円
合 計	661,018 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	540,000 百万円
--------------------	-------------

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が 85,000 百万円（額面）、道路建設関係長期借入金が 45,000 百万円それぞれ減少している。

### 三 その他のたな卸資産の内訳

商品	381 百万円
未成工事支出金	870 百万円
原材料及び貯蔵品	2,577 百万円
合 計	3,830 百万円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 105,000,000 株

### 4. 金融商品に関する注記

#### 一 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 51 条第 2 項ないし第 4 項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる高速道路資産（以下「高速道路資産」という。）に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達している。また、短期的な運転資金を短期社債及び金融機関からの借入により調達している。

なお、一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っている。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社においては、運転資金等をその用途とする短期の資金調達及び高速道路資産の建設等をその用途とする長期の資金調達を行っている。

長期の資金調達においては、固定金利による調達の比率を高め、その余を変動金利による調達とし、金利変動リスクを最小限にとどめている。

変動金利による調達については金利変動リスクがあるが、市中における金利環境及び調達した資金の弁済までの期間を考慮のうえ、金利変動リスクを認識したものについて、条件決定時に金利スワップ取引を行うことで当該リスクを回避している。外貨建による調達については為替変動リスクに晒されるため、条件決定時に通貨スワップ取引を行うことで当該リスクを回避している。

デリバティブ取引として、金利リスクや為替リスクを回避する目的で金利スワップ取引、通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象としている社債や借入金については特例処理、振当処理を行っている。

なお、一時的な余裕資金は、社内規程に基づき、安全性の高い金融資産に限定して運用を行っている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利による長期借入金は、金利変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引を利用して特例処理を行っているものがある。

外貨建長期借入金及び外貨建社債は、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用して特例処理、振当処理を行っている。

② デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社の社内規定に基づき、リスク回避目的以外のものを禁止しており、特例処理、振当処理の要件を満たしている取引についてはそれぞれの処理を採用している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合もある。

## 二 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	102,188	102,188	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	104,737 △12		
	104,724	104,724	—
(3) 未収入金	12,098	12,098	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	72,369	72,371	2
② その他有価証券	283	283	—
(5) 高速道路事業営業未払金	(166,191)	(166,191)	—
(6) 未払金	(37,594)	(37,594)	—
(7) 道路建設関係社債	(643,185)	(625,858)	△17,327
(8) 道路建設関係長期借入金	(266,818)	(266,015)	△802

(\*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除している。

(\* ) 負債に計上されているものについては、( ) で示している。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金並びに (3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

#### (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

#### (5) 高速道路事業営業未払金並びに (6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

#### (7) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっている。

(8) 道路建設関係長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り算定する方法によっている。

(9) デリバティブ取引

金利通貨スワップの一体処理によるもの、金利スワップの特例処理によるもの及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金の時価に含めて記載している。

(注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表 26,497 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

5. 賃貸等不動産に関する注記

一 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設（土地を含む）等を有している。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものである。

二 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	4,062	4,062
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	86,909	85,510

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

(注) 2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）である。



6. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,919.37 円
一株当たり当期純利益金額	230.77 円

7. 重要な後発事象に関する注記

(厚生年金基金の代行返上)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、平成 29 年 5 月 1 日付で厚生労働大臣から厚生年金基金の代行部分の過去返上の認可を受けた。これにより、翌連結会計年度の税金等調整前当期純利益は 28,106 百万円増加の見込みだが、最終確定額は変動する可能性がある。

8. その他の注記

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)を当連結会計年度から適用している。

# 貸 借 対 照 表

平成29年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額		
資 産 の 部			
I 流動資産			
現金及び預金		96,868	
高速道路事業営業未収入金		104,741	
未収入金		11,421	
未収収益		8	
リース投資資産		453	
短期貸付金		2,634	
有価証券		71,999	
仕掛道路資産		836,836	
商品		0	
原材料		661	
貯蔵品		744	
受託業務前払金		11,067	
前払金		553	
前払費用		485	
繰延税金資産		409	
その他の流動資産		38,940	
貸倒引当金		△ 12	
流動資産合計		1,177,813	1,177,813
II 固定資産			
A 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	1,776		
減価償却累計額	△ 914	862	
構築物	47,076		
減価償却累計額	△ 10,556	36,520	
機械及び装置	121,495		
減価償却累計額	△ 73,673	47,821	
車両運搬具	35,286		
減価償却累計額	△ 29,351	5,935	
工具、器具及び備品	6,595		
減価償却累計額	△ 4,384	2,211	
土地		0	
リース資産	214		
減価償却累計額	△ 56	158	
建設仮勘定		1,510	95,020
無形固定資産		4,263	99,283
B 関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	35,580		
減価償却累計額	△ 12,875	22,705	
構築物	7,771		
減価償却累計額	△ 4,310	3,460	
機械及び装置	3,775		
減価償却累計額	△ 1,504	2,271	
工具、器具及び備品	428		
減価償却累計額	△ 277	150	
土地		72,837	
リース資産	0		
減価償却累計額	△ 0	0	
建設仮勘定		832	102,258
無形固定資産		50	102,308

科 目	金 額		
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	11,038		
減価償却累計額	△ 3,984	7,054	
構築物	686		
減価償却累計額	△ 475	211	
機械及び装置	97		
減価償却累計額	△ 81	15	
車両運搬具	0		
減価償却累計額	△ 0	0	
工具、器具及び備品	1,399		
減価償却累計額	△ 856	543	
土地		11,243	
リース資産	1,152		
減価償却累計額	△ 532	620	
建設仮勘定		165	19,852
無形固定資産			5,969
D その他の固定資産			
有形固定資産			
土地		107	107
E 投資その他の資産			
関係会社株式		15,445	
投資有価証券		359	
長期貸付金		300	
長期前払費用		1,717	
繰延税金資産		8,513	
その他の投資等		1,989	
貸倒引当金		△ 95	28,229
固定資産合計			255,751
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費		1,011	
繰延資産合計			1,011
資 産 合 計			1,434,575

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	192,449	
1年以内返済予定長期借入金	0	
リース債務	367	
未払金	23,006	
未払費用	788	
未払法人税等	5,226	
預り連絡料金	880	
預り金	19,825	
受託業務前受金	12,674	
前受金	405	
前受収益	6	
賞与引当金	2,521	
その他の流動負債	2,871	
流動負債合計	2,871	261,024
II 固定負債		
道路建設関係社債	643,185	
道路建設関係長期借入金	266,818	
その他の長期借入金	4	
リース債務	512	
受入保証金	5,409	
退職給付引当金	73,954	
役員退職慰労引当金	29	
ETCマイレージサービス引当金	9,401	
カードポイントサービス引当金	500	
資産除去債務	117	
固定負債合計	117	999,932
負債合計		1,260,957
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金		52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	
その他資本剰余金	6,293	
資本剰余金合計	6,293	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	25,656	
繰越利益剰余金	36,666	
利益剰余金合計	36,666	62,323
株主資本合計		173,616
II 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1
評価・換算差額等合計		1
純 資 産 合 計		173,618
負債・純資産合計		1,434,575

# 損 益 計 算 書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
I. 高速道路事業営業損益		
1. 営業収益		
料金収入	822,599	
道路資産完成高	122,991	
受託業務収入	4	
その他の売上高	1,149	946,745
2. 営業費用		
道路資産賃借料	579,799	
道路資産完成原価	122,991	
管理費用	231,716	
受託業務費用	4	934,511
高速道路事業営業利益		12,233
II. 関連事業営業損益		
1. 営業収益		
受託業務収入	41,846	
休憩所等事業収入	10,578	
その他の事業収入	1,968	54,393
2. 営業費用		
受託業務費用	41,894	
休憩所等事業費	9,310	
その他の事業費用	2,184	53,389
関連事業営業利益		1,004
全事業営業利益		13,237
III. 営業外収益		
受取利息		25
有価証券利息		13
受取配当金		3,083
土地物件貸付料		308
雑収入		571
		4,003
IV. 営業外費用		
支払利息		3
雑損失		93
経常利益		17,144
V. 特別利益		
固定資産売却益		14
特別損失		
固定資産除却損		141
減損損失		131
税引前当期純利益		16,885
法人税、住民税及び事業税		5,280
法人税等調整額		△ 8,982
当期純利益		20,587

## 株主資本等変動計算書

平成28年4月1日 から 平成29年3月31日 まで

(単位:百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
				別途 積立金	繰越利益 剰余金						
平成28年4月1日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	15,038	26,696	41,735	153,028	△ 3	△ 3	153,025
事業年度中の変動額											
別途積立金の積立					10,617	△ 10,617	-	-			-
当期純利益						20,587	20,587	20,587			20,587
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)									5	5	5
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	10,617	9,970	20,587	20,587	5	5	20,593
平成29年3月31日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	25,656	36,666	62,323	173,616	1	1	173,618

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 一 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法によっている。
- ② 満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）によっている。
- ③ その他有価証券  
時価のないもの  
移動平均法による原価法によっている。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

##### ② 商品・原材料・貯蔵品

最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

### 二 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

主な耐用年数は以下のとおりである。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上している。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりである。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上している。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。

(6) カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上している。



#### 四 収益及び費用の計上基準

##### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っている。

また、受託事業に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を適用している。

#### 五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

###### 道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

##### (2) ヘッジ会計の方法

###### ①ヘッジ会計の方法

金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用している。

###### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利通貨スワップ、金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象：外貨建借入金、借入金、外貨建社債

###### ③ヘッジ方針

当社の内規に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしている。

###### ④ヘッジ有効性評価の方法

一体処理を採用している金利通貨スワップ取引、特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略している。

##### (3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

##### (4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理している。

##### (5) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### 一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 8 条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債 643,185 百万円（額面）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債 415,000 百万円（額面）の担保に供している。

### 二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	661,000 百万円
中日本高速道路(株)	7 百万円
西日本高速道路(株)	10 百万円
合 計	661,018 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 540,000 百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が 85,000 百万円（額面）、道路建設関係長期借入金が 45,000 百万円それぞれ減少している。

### 三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,915 百万円
長期金銭債権	286 百万円
短期金銭債務	52,727 百万円
長期金銭債務	867 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 10,628 百万円

営業費用 167,041 百万円

営業取引以外の取引による取引高 4,297 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 105,000,000 株

## 5. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

#### 繰延税金資産

賞与引当金	777 百万円
退職給付引当金	22,713 百万円
ETC マイレージサービス引当金	2,879 百万円
その他	3,207 百万円
繰延税金資産小計	29,578 百万円
評価性引当額	△20,498 百万円
繰延税金資産合計	9,080 百万円

#### 繰延税金負債

その他	△157 百万円
繰延税金負債合計	△157 百万円
繰延税金資産の純額	8,922 百万円

## 6. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1 年内	493,378 百万円
1 年超	20,422,627 百万円
合 計	20,916,006 百万円

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされている。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされている。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっている。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっている。

7. 関連当事者との取引に関する注記

一 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ネクセリア東日本(株)	所有直接100%	休憩施設の賃貸等	配当金の受入(注)	935		
子会社	(株)ネクスコ・メンテナンス関東	所有直接100%	維持修繕業務の委託等	配当金の受入(注)	613		
子会社	(株)ネクスコ東日本エンジニアリング	所有直接100%	保全点検業務の委託等	配当金の受入(注)	481		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 子会社の株主総会の決議等をもって剰余金の配当が行われたものである。

二 兄弟会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	579,799	高速道路事業営業未払金	108,060
			道路資産及び債務の引渡等	道路資産完成高	122,991	高速道路事業営業未収入金	31,231
				債務の引渡及び債務保証(注1)	130,000		
			借入金等の連帯債務	債務保証(注2)	661,000		
				債務保証(注3)	410,000		

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡している。また、当社は、引き渡した債務について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に前事業年度までに引き渡した額について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。
4. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

#### 8. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,653.50 円
一株当たり当期純利益金額	196.07 円

#### 9. 重要な後発事象に関する注記

(厚生年金基金の代行返上)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、平成 29 年 5 月 1 日付で厚生労働大臣から厚生年金基金の代行部分の過去分返上の認可を受けた。これにより、翌事業年度の税引前当期純利益は 28,106 百万円増加の見込みだが、最終確定額は変動する可能性がある。

#### 10. その他の注記

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)を当事業年度から適用している。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月30日

東日本高速道路株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 打越 隆 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 修一郎 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 陽子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



独立監査人の監査報告書

平成29年5月30日

東日本高速道路株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 打越 隆 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋山 修一郎 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 陽子 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告 謄本

## 監 査 報 告

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、「平成28年度監査役監査方針及び実施計画」、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査役監査方針及び実施計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、当該会計監査人の職務が適正に行われることを確保するための体制についても、指摘すべき事項は認められません。

平成29年6月6日

東日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	樋口 幸男 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	井川 裕昌 ㊟
監査役（社外監査役）	尾崎 道明 ㊟
監査役（社外監査役）	櫻井 敬子 ㊟